

# 中古住宅の【フラット35】がご利用しやすくなりました。

安心住宅みらいえでは、中古適合証明をご利用しやすくするため無料の事前相談を行っております。  
 ファックス又はEメールで必要書類をお送り下さい。簡易審査を行い回答を差し上げます（現地調査は含まれません）。  
 事前相談の回答は2営業日以内で返答いたします。検討材料として、ご相談いただくことも可能です。  
 フラット35及びフラット35Sにかかわらず、同一金額でお引き受けいたします。

## 事前相談申込書（中古住宅適合証明）

フラット35の利用にあたり下記、中古住宅の事前相談を申し込みます。なお相談後、適合証明書取得にあたっては、あらためて適合証明申請を行います。

太枠内を必ずご記入下さい。 ※は必須事項です。

		申込日	年	月	日
会社名※		部署名			
担当者名※	フリガナ				
連絡先※	電話番号※	FAX			
	携帯電話				
物件住居表示※					
適合証明書取得希望日※	平成 年 月 日 までに適合証明書取得を希望します。				
その他連絡事項等					

セルフチェック（下記の事項を必ずご確認ください。）

1	対象物件の敷地が前面道路2m以上接道している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	「いいえ」の場合はご利用できません。
2	対象の床面積が70㎡以上（マンションは30㎡以上）である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	「いいえ」の場合はご利用できません。
3	原則として2以上の居住室、台所、トイレ及び浴室を有する。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	「いいえ」の場合はご利用できませんが、居住室が1つの場合のみはご相談下さい。
4	居住専用の住宅である。また店舗や事務所等の併用住宅の場合は、住宅部分の床面積が全体の1/2以上である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	「いいえ」の場合はご利用できません。
5	建築確認日が昭和56年6月1日以降である。 （建築確認日が確認できない場合は、建物の表示登記日が昭和58年4月1日以降である。）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	「いいえ」の場合でも対応できる場合があります。内容を確認させていただきたいので、まずはお電話下さい。
6	【戸建のみ】 ・雨漏りや漏水の跡がない。 ・木部の腐食、シロアリ被害がない。 ・コンクリートに著しいひび割れがない。 ・給水設備に漏水、赤水、水量不足がない。 ・排水設備に漏水、排水時の水の滞留がない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	「いいえ」の場合は、詳細を確認しますので、まずはお問い合わせ下さい。
7	【戸建のみ】 床下点検口、小屋裏点検口がある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	「いいえ」の場合はご利用できません。
8	【マンションのみ】 建物の外壁、基礎、柱等に鉄筋の露出がなく、共用部分の給排水設備、換気設備が正常に作動する。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	「いいえ」の場合は、詳細を確認しますので、まずはお問い合わせ下さい。
9	【マンションのみ】 長期修繕計画書の計画期間が20年以上ある。 （作成時期が平成6年度以前の場合は計画期間が15年以上ある。）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	「いいえ」の場合はご利用できません。
10	フラット35Sの利用を希望します。 （基準の詳細は、フラット35Sサイトをご覧ください。）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	「はい」の場合は、内容を確認させていただきたいので、まずはお電話下さい。

必要書類（本紙と併せてご準備下さい。）

1	物件概要が確認できる書類	【戸建】 確認申請の添付図書、又は竣工図の写し(平・立面図、矩計図、仕上表)など 【マンション】 新築販売時のパンフレット、又は対象住戸の間取りがわかる図面等
2	建物の登記事項証明書の写し	
3	敷地面積の確認できる書類	土地の登記事項証明書の写しなど
4	建築確認日が確認できる書類	確認済証（建築確認通知書）、検査済証写し、又は建物の登記事項証明書の写しなど
5	【マンションのみ】 管理規約の写し	現状利用されているものであることをご確認ください。
6	【マンションのみ】 長期修繕計画書の写し	現状利用されているものであることをご確認ください。

【お申込み前に必ずご確認ください】  
 ・審査において有益と思われる資料等がございましたら併せてご提出ください。（例：新築時のフラット35適合証明書など）  
 ・マンションについては、らくらくフラット35の対象物件でないことをご確認ください。（<http://www.flat35.com/f35ums/>）  
 ・事前相談後、住宅支援機構の定める所定の申込書にて本申込みをしていただきます。また、本申込み後は詳細な審査と現地調査を行います（詳細は、住宅支援機構HPより「中古住宅適合証明かんたんガイド」をご参照ください）。建物の劣化状況により、証明書を発行できない場合がありますので、予めご了承ください（要検査料）。  
 ・本申込書は当社の定めた「個人情報の保護に関する法律」に基づく「個人情報保護方針」の規定により、個人情報データとして保有し管理します。従って本件に係る調査、証明書の送付及びこれらの業務に係る質疑連絡等に関して使用いたします。



〒252-0318 神奈川県相模原市南区上鶴間本町4-52-30 岩井ビル3階  
 TEL:042-767-5442 FAX:042-767-5443 E-mail:info@c-miraie.com

受付番号	—	担当	受付
区分	フラット35適合証明事前相談		
料金			